

議員提出議案第二号

半田市振り込め詐欺等被害防止に関する条例の制定について
半田市振り込め詐欺等被害防止に関する条例を次のように定めるものとする。

平成二十九年七月七日提出

提出者	半田市議会議員	沢田 清
同	同	鈴木 幸彦
賛成者	同	山本 佳代子
同	同	小出 義一
同	同	山本 半治
同	同	中川 健一
同	同	中村 宗雄
同	同	渡辺 昭司
同	同	石川 英之

半田市振り込め詐欺等被害防止に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、市、市民及び事業者等が一体となって、振り込め詐欺等の被害を防止するための活動を推進し、家族及び地域の絆を強め、安全で安心して暮らすことのできる市民生活の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 振り込め詐欺等 振り込め詐欺及び振り込め類似詐欺をいう。
- 二 振り込め詐欺 オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金等詐欺をいう。

- 三 オレオレ詐欺 親族を装い電話をかけ、当該親族がその勤務先の物件を横領したことにによりその補填のため直ちに現金が必要であると欺き、その指定する預金口座又は貯金口座（以下「預貯金口座」という。）に現金を振り込ませる手口その他これに類する方法による詐欺（刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十六条及び同法第二百四十六条の二に規定する罪に当たる行為をいう。以下同じ。）をいう。

四 架空請求詐欺 ウェブサイトの利用の事実をねつ造し、当該利用に係る料金を請求する文書を送付して、その指定する預貯金口座に現金を振り込ませる手口その他これに類する方法による詐欺をいう。

五 融資保証金詐欺 融資を行う意思がないにもかかわらず、当該融資の申込みを誘い、当該申込みをした者に対してあらかじめ当該融資を受けるための条件として金銭の納付を求め、その指定する預貯金口座に現金を振り込ませる手口その他これに類する方法による詐欺をいう。

六 還付金等詐欺 国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する職員を装い、医療費、税金、年金に係る保険料等の還付金その他の給付金があると欺き、その受領の手續をかたり現金自動預入払出兼用機（以下「ＡＴＭ」という。）を操作させて預貯金口座間の送金により現金を振り込ませる手口その他これに類する方法による詐欺をいう。

七 振り込み類似詐欺 金融商品の取引、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四百十四号）第二条第二項に規定する加算型当せん金付証券の当せんに係る数字の提供、異性との交際に係るあつせんその他虚偽の情報を提供した上で現金をだまし取る詐欺をいう。

八 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

九 事業者等 市内において事業を行う個人又は法人であつて、次に掲げるものをいう。

イ 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第三百三十三号）第二条第一項に規定する金融機関

ロ 自己が所有し、又は管理する土地又は建物にＡＴＭを設置させている者

ハ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三十九条第一号に規定する貨物自動車運送事業者（当該貨物自動車運送事業者のための貨物運送に係る契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者を含む。）

ニ 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）第二条第三項に規定する携帯音声通信事業者、同法第六条第一項に規定する媒介業者等及び同法第十条第一項に規定する貸与業者

ホ 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者（宅地又は建物の売買、交換又は貸借の代理又は媒介をする行為を

業として行う者に限る。)

へ イからホまでに掲げる者のほか、振り込め詐欺等の犯行の態様に鑑み、当該犯行の手段として利用され、又は利用されるおそれがある商品等の流通及び役務の提供を業として行う者

(運用上の注意)

第三条 この条例の運用に当たっては、市民及び事業者等の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(市の責務)

第四条 市は、次に掲げる責務を有するものとする。

- 一 振り込め詐欺等の被害防止に関する総合的な施策及び取組を実施すること。
- 二 前号の施策及び取組を推進するために、市民及び事業者等と連携して、被害防止に向けた効果的な活動を実施すること。
- 三 市民、事業者等及びこれらの者が組織する団体（以下「団体等」という。）に対して振り込め詐欺等の発生状況その他被害防止に関する有用な情報を提供すること。
- 四 被害防止に関する団体等の関心及び理解を深めるため、効果的な広報及び啓発活動に努めること。
- 五 団体等が行う被害防止に関する自主的な活動について必要な支援を行うよう努めること。

(市民の責務)

第五条 市民は、市が実施する被害防止に関する施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、前条第三号の情報の提供を受けたときは、必要に応じて親族及び近隣住民と情報共有に努めるものとする。

3 市民は、事業者等が市民に対し被害防止に関する注意を喚起したときは、これを踏まえた上で、適切な行動をとるよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第六条 事業者等は、被害防止への関心及び理解を深めるとともに、市が実施する被害防止に関する施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

2 事業者等は、商品等の流通及び役務の提供に際し、振り込め詐欺等の手段に利用されないための措置を講じるとともに、被害防止に関する市民への注意の喚起及び広報を行

うよう努めるものとする。

(被害防止に関する留意事項)

第七条 市民は、振り込め詐欺等の犯行の態様に鑑み、次に掲げる事項に留意するものとする。

一 ATMを利用しようとする場合にあつては、正当な理由がある場合を除き、次に掲げる行為を避けること。

イ 携帯電話その他の携帯用の無線通話装置を使用しながらATMを操作すること。

ロ 多数の預貯金通帳又はキャッシュカード(預貯金の引出用のカードをいう。)を用いて、長時間にわたり、又は反復してATMを操作すること。

ハ ATMの操作に係る他人からの指示又は連絡を待たため、長時間にわたりATMを占拠すること。

ニ 変装する等特殊更に容姿が判別されないようにしてATMを操作すること。

二 宅配便(貨物自動車運送事業法第二条第六項の特別積合せ貨物運送又はこれに準ずる貨物運送であつて、一定の重量以下の貨物を特別な名称を付して行うものをいう。)を利用しようとする場合にあつては、第二条第九号ハに規定する者が定める運送約款に運送の引受けを拒絶する荷物として定められている貨幣又は紙幣を運送させないこと。

三 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第三条第一項第一号の前払式支払手段の発行を受けようとする場合にあつては、一度に多額のもの発行又は多数の発行者から発行を受けないこと。

(通報等)

第八条 市民は、次の各号のいずれかに該当するときは、警察官又は事業者等への通報その他の適切な措置を講じるよう努めるものとする。

一 その言動から振り込め詐欺等による被害を受けようとしていると疑われる者を発見したとき。

二 自己又は自己と同一の世帯に属する者が振り込め詐欺等と疑われる不審な電話、郵便物等を受けたとき。

2 事業者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、警察官への通報その他の適切な措置を講じるよう努めるものとする。

一 その言動から振り込め詐欺等による被害を受けようとしていると疑われる者を発見

したとき。

二 前項の通報を受けたとき又は商品等の流通若しくは役務の提供に際し、振り込め詐欺等による被害を受けようとしてしていると疑われる者若しくは振り込め詐欺等に係る行為を行っていると思われる者を発見したとき。

(県への協力)

第九条 市は、愛知県が実施する被害防止に関する施策について必要な協力を行うものとする。

(警察との連携)

第十条 市は、第四条第三号の規定による情報の提供又は同条第五号の規定による支援その他被害防止に関する施策を行うに当たっては、愛知県半田警察署（以下「半田警察署」という。）との連携を図るものとする。

2 市は、半田警察署が実施する被害防止に関する施策について、必要な協力を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。